

第二期小平市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度推進状況の概要

1 計画について

(1) 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、「小平市第三次長期総合計画 基本構想」、「小平市第四期地域保健福祉計画」、「小平アクティブプラン21」などの関連計画と整合性を図り策定。また、計画の一部を、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市の次世代育成支援行動計画に位置付ける。

(2) 計画期間

令和2年度～令和6年度までの5年間

(3) 施策の体系

子ども・子育て支援法に基づき、国の基本方針を踏まえ、就学前児童、就学児童（小学校1年生から6年生）及び、その子育て家庭の保護者を中心に策定した計画。第一期計画の基本理念「みんなですくすく 感動子育て 笑顔があふれるまち こだいら」を引継ぎ、「様々な子育て家庭を支える視点」、「安全・安心な子育てができる環境をつくる視点」、「地域で子育てを支える視点」の3つの視点に沿って子ども・子育て支援を推進する。

2 推進状況について

(1) 構成及び事業本数

3課 16事業を進行管理

- ① 乳幼児期の教育・保育（0歳から5歳の教育・保育事業） 3事業4項目
- ② 地域子ども・子育て支援事業 13事業15項目

(2) 令和3年度の結果

「確保方策」を達成し、推進が図られた事業

- ① 乳幼児期の教育・保育3事業4項目のうち1事業1項目
 - (1) 1号認定【3歳から5歳教育認定（認定こども園・幼稚園）】
- ② 地域子ども・子育て支援事業 13事業15項目のうち、10事業11項目
 - (1) 利用者支援事業
 - (2) 地域子育て支援拠点事業（子ども広場事業）
 - (3) 妊婦健康診査事業
 - (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
 - (5) 養育支援訪問事業
 - (6) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）
 - (8) 一時預かり事業 【認定こども園、幼稚園における預かり保育】
 - (9) 延長保育事業
 - (10) 病児・病後児保育事業

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）【1～3年生】、【4～6年生】

※このほか、「確保方策」が未達成の事業についても、おおむね必要量を充足する子育て支援サービスの提供ができており、順調に計画内容の推進が図られた。今後もさらなる子育て関連事業の推進を図っていく。

3 計画の推進体制

(1) 組織体制

令和4年8月2日（火）に、庁内組織としての「小平市子ども・子育て支援事業計画 庁内検討委員会」において、令和3年度推進状況の報告、及び情報共有を行った。

(2) 報告・公表について

①市議会議員への配付 令和4年9月30日（金）

②各課配付、市ホームページでの公表 令和4年9月30日（金）

③市報掲載 令和4年10月20日号